

日露戦争以降の朝鮮における軍事基地建設と地域

——永興湾を対象として——

加藤 圭木

はじめに

日露戦争以降、朝鮮（以下、国名は韓国とし、民族や地域名は朝鮮とする）の植民地化政策を本格化させた日本は、朝鮮への軍事基地建設を進めていった。日露戦争中から鎮海湾や永興湾に築城をし、ソウルの龍山等では永久兵営の建設を開始した。植民地化は、日本が朝鮮を自らの軍事的な拠点として再編していく過程でもあったのである。

本稿は咸鏡南道（当時）に位置した永興湾の軍事基地建設過程を検討することで、朝鮮植民地化について考察を深めることを課題とする（永興湾の位置等は図1・2参照。現在の行政区分でいえば、朝鮮民主主義人民共和国江原道元山市に接する湾である）。永興湾を対象とするのは、同湾が位置する朝鮮東北部（咸鏡南道・同北道）が日露戦争の戦場とされ、同湾が戦争の後方基地とされたという点で、他の軍事基地建設の事例とは異なる独自の位置にあると考えられるからである。戦争初期の平安道における日露の軍事衝突を除けば、朝鮮内で両軍の本格的な戦場とされたのは東北部のみであった。ここで日露戦争の展開過程を朝鮮東北部の動向を中心に整理しておこう。一九〇四年二月の開戦以後、日本軍は主戦場である満洲に第一・二軍を向かわせた。第一軍は朝鮮の仁川及び平壤沖から上陸した上で、平安道を北上し五月頭に鴨緑江渡河作戦を実施した。第二軍は海上より同じく五月頭に遼東半島上陸を実施した。一方、朝

鮮東北部は主戦場ではなかった。日本は元山へと日本軍を増派し同地の占領を確実にし、元山以北からは居留民等の日本の勢力は撤退する作戦をとった。元山は一八八〇年に開港し、日本人居留民も多く日本にとって重要であった。他方、沿海州に駐屯していたロシア軍は東北部へと南下し、同地域を占領した。こうした状況を転換させたのが一九〇四年八月の蔚山沖海戦である。日本軍は同海戦での勝利を利用して徐々にロシア軍を撤退させながら東北部を北上し、九月には咸興を占領の上、十月より東北部の占領地域に「軍政」を施行した。日本軍は一九〇五年六月には鏡城を、九月には会寧を占領し同月講和を迎えた。戦争終結後も日本は引き続きロシアを牽制するために、ソウル以北の軍事力を東北部に集中配置させる軍事戦略をとった。

日露戦争と朝鮮をめぐることは、鄭昌烈と趙景達の研究が重要である。^①前者は日露戦争期の日本の侵略政策について軍事的制圧、民衆弾圧、支配層の懐柔等を取り上げた上で、朝鮮側の対応を政府・開化派・民衆・義兵に分けて整理している。また後者は、朝鮮人の日本観や日本の軍事支配の実態、土地・労働力収奪、さらには官民の抵抗運動について、多くの事例を取り上げて検討している。ただし、これらの先行研究は地域ごとの状況の差異については十分に議論していない。日本の侵略と朝鮮の対応を多面的に理解する上で、戦局の変化と関わらせて各地域の異なる状況に注目する必要があると考える。この点で戦場とされた東北部の経験、そして永興湾の軍事基

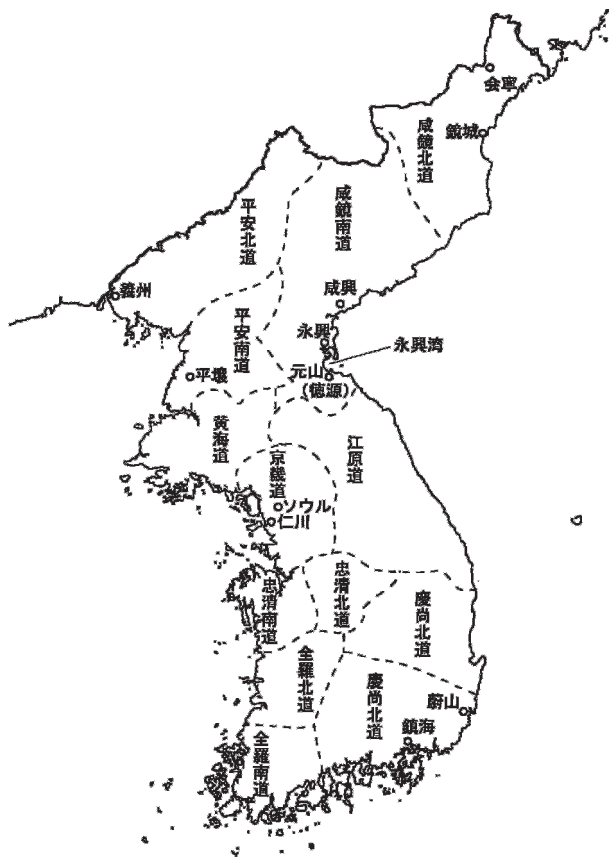


図1 日露戦争当時の朝鮮

備考：筆者作成。本稿関連の地名を示した。
濟州島は省略した。

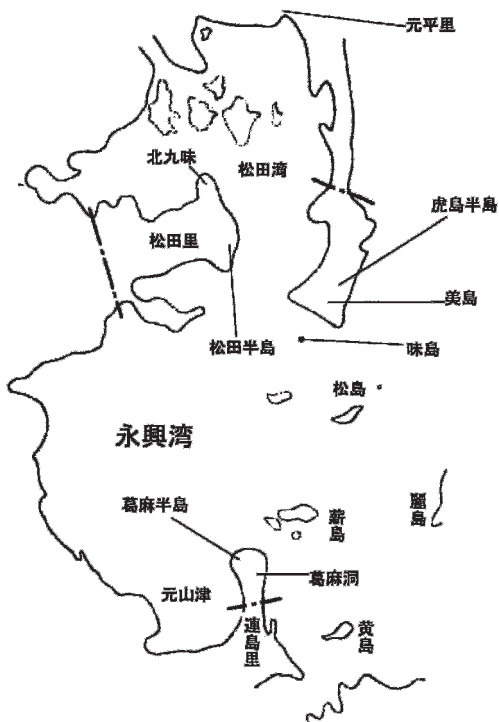


図2 日露戦争当時の永興湾

出典：陸軍省『明治卅七八年戦役陸軍政史』覆刻版、
湘南堂書店、第5巻、1983年（原本は1911年）、
63～64頁

備考：①図では松田湾・永興湾がそれぞれ示されているが、両湾を総称して永興湾と呼ぶことが一般的である。
②点線の内側は日本海軍の収用地である。
③本稿関連の地名を書き加えた。

地建設過程は独自に検討すべき課題である。

永興湾の軍事基地は、日本軍が東北部を北上した際にロシア軍と対峙する中で建設され、戦後もロシアを牽制する目的を持っていた。ここで、永興湾の軍事基地の設置過程を整理しておこう。日本陸軍は一九〇五年二月より同地域において土地を占拠して築城を開始し、五月に永興湾要塞司令部を設置した^②。また、日本海軍は同地において、同年二月一三日に佐世保鎮守府司令長官の隷下である元山防備隊を編成した^③。さらに同年七月一三日、永興湾要塞司令官は、韓国駐劄軍軍律第七条に基づいて永興湾要塞軍律を發布した^④。そして一九〇六年八月一六日に、統監伊藤博文は韓国政府に対して、鎮海湾と永興湾に軍港を設けることを求め、両港を日本が使用することを要求した^⑤。これを受けて八月二一日、日本の「保護国」下の韓国政府は鎮海湾と永興湾を軍港と為す予定であることを告示した^⑥。「韓国併合」後の一九一一年一月一日より、永興は日本海軍の要港とされた^⑦。

軍事基地建設には土地収用問題が関わるが、これについてはソ・ジョン論文^⑧が重要である。ソンは日本が朝鮮で日露戦争以降におこなった土地収用を次の四つに分けている。①「露日戦争の開始とともに日本陸海軍によって砲台、電信所等として占有された主要沿岸および島嶼地域」、②「京義線、馬山線等の軍用鉄道用地」、③「韓国駐劄軍の主導でおこなわれた主要都市ソウル（龍山）、平壤、義州地域の兵営敷地」、④「統監府の伊藤博文と日本海軍の協力の下でなされた鎮海湾、永興湾の軍港化のための軍用地」である。ソンは①については本文中で簡単に言及し、②については鄭在貞等の研究をあげている^⑨。そして、ソ自身はこの論文で③を主要な研究対象としている^⑩。ただ、④については研究がないとしている。ソンの区分に従えば本稿は④の一つを検討するものであるが、この分類に

は留保が必要である。ソンは④を統監府と日本海軍が協力して実施したとするが、両地域の収用は日露戦争中に開始されており、この時点で統監府は存在しない^⑪。このように実態が未解明のまま分類されており、まずは基礎的研究が必要である。なお、開戦直後に開始された鎮海湾の軍事基地建設（日本海海戦等で日本海軍の出撃拠点となる）については、竹国友康の研究がある^⑫。今後本格的な検討が必要であるが、同湾における土地収奪と軍事基地建設の過程を追った上で、植民地期の鎮海の動向まで広く扱っており注目される。

ところで趙やソも指摘するように、日本が一連の土地収用の根拠としたのは一九〇四年二月二三日に韓国に強要した「日韓議定書」である。この第四条は日本が「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事」と規定する。永興湾の収用でもこれが根拠とされた。

本稿では、主として地方官等の報告が収録された『各司謄録』とともに、防衛省防衛研究所史料を利用した（多くはアジア歴史資料センターより閲覧）。後者の中では「自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類」を多用したが、紙幅の関係上、同史料の出典は註13に示した丸数字（各史料に①～⑥を割り振った）及び画像番号を（ ）内に記すこととする^⑬。なお、史料の引用にあたっては、適宜新字体に改め、句読点等を補った。

本稿の構成を述べれば、一では日露戦争の戦局と関連づけて、永興湾の軍事基地建設の目的がどのようなものだったのかを検討する。二では日本陸海軍・外務省が連携して軍事基地建設に向けて動いていたことを確認した上で、土地の占拠・工事の展開過程を朝鮮側史料を中心として描き出す。三では日本が土地を正式に収用していく過程を論じる。四では軍事基地の周辺に住み続けた住民と日本軍の間にあった矛盾に焦点を合わせる。

一、永興湾における軍事基地建設の目的

『朝鮮駐劄軍歴史』は、「同〔明治〕三十八年一月大本営ハ作戰ノ進捗ニ伴ヒ北韓軍ノ背後ヲ確實ニ掩護スルヲ為永興湾ニ防御設備ヲ施サシメムト欲」したとしている¹⁵。

また、大本営「永興湾要塞防御要領書」（一九〇五年四月）は、「永興湾防御ノ目的ハ、海上ヨリスル敵ノ攻撃動作ニ対シ、元山居留地及湾内一帯ノ海面ヲ掩護シ我陸海兩軍ヲシテ本湾ノ利用ヲ容易ナラシムルニ在リ。之カ為メ所要ノ堡壘砲台ヲ築設ス」と述べている¹⁶。「敵」、つまりロシア艦隊への対抗上から、永興湾を「防御」する必要があるというのである。後に編纂された海軍軍令部『明治三十七八年海戦史』は、永興湾の軍事基地建設の経緯について、「明治三十七年中元山方面ニハ陸上固定防御ナク、唯若干ノ陸兵駐屯セルノミナリシヲ以テ、其ノ浦塩斯德艦隊ノ来襲ヲ受ケシ際ノ如キ、或ハ居留地ヲ砲撃セラレ或ハ船舶ヲ撃沈セラル、等、全ク敵ノ攻撃ニ委ヌルノ外ナカリシカ、三十八年ニ至リ海軍ニテハ永興湾方面ニ防備隊ヲ設置シ、之ト同時ニ陸軍ニテモ其ノ地ニ築城スヘキニ決定シ……」¹⁷と述べる。まず、一九〇四年の時点で「陸兵」が駐屯していたとあるのは、一八九六年の「小村・ウェーバー協定」において、日本人居留地の保護を目的として元山に日本の中隊を置くことが決められたことによるものである¹⁸。次に「浦塩斯德艦隊ノ来襲」とは、一九〇四年四月に元山港に停泊していた船舶をウラジオストク艦隊に撃沈されたこと、また六月にも同艦隊によって同港内の船舶が撃沈され居留地が砲撃されたことを指している¹⁹。朝鮮東北部は日露の主たる戦場ではなかったが、日本にとって同地の動向は完全に無視できるものではなかった。日本海軍は、一九〇四年八月の蔚山沖海戦においてウラジオストク艦隊を破っていたものの、一九〇五

年五月の日本海海戦以前においては、日本海の制海権を完全に確保したとはいえなかった。ロシア艦隊からの攻撃を受ける中で、「唯若干ノ陸兵」のみでは不十分とされ、永興湾の軍事基地が必要とされていったのである。

ここで、一九〇四年夏から永興湾の軍事基地建設が開始される一九〇五年一月頃までの東北部における日露の戦闘の推移を確認しておこう。前述の通り、東北部には戦争当初にロシア軍が南下していたが、一九〇四年夏以降、日本軍は北上を遂げた。ただし、日本の優勢が確定したわけではなく、依然として東北部は日露の交戦地であった。韓国駐劄軍司令官長谷川好道は、一月二十九日にソウルにて、咸鏡道諸隊隊長の池田正介に対して、咸興を最前線として防御を強化しながらも、ロシア軍の動向により元山へと撤退することをも想定し、元山だけは死守せよと訓示した²⁰。そして、そのために陣地等の工事をするようにと指示した。東北部における日露の戦闘を進める上で、元山付近だけは確実に確保することが求められていたのである。以後、日本軍はロシア軍の動向をみながら、徐々に北上する作戦をとったが、元山の重要性は一貫して変わらなかったと思われる。こうした流れの中で、一九〇五年一月頃より永興湾の軍事基地建設が進められていくのである。

その後、一九〇五年四月一六日、海軍軍令部長伊東祐亨は永興湾防備隊司令酒井忠利に対して、日本内地にある後備第二師団を元山より上陸させる予定だとの電報を送っている²¹。そして、実際に四月末から五月にかけて後備第二師団の残部を朝鮮へと渡らせた。朝鮮東北部でロシアとの戦闘を進める際の上陸拠点として、永興湾の確保が重要だったのである。

二、永興湾における軍事基地建設の開始

(一) 軍事基地建設に向けた動き

一九〇五年初頭より、日本は永興湾における軍事基地建設を本格的に開始した。まず、日本海軍は一月八日に、「伊東海軍々令部長ハ、山本海軍大臣ト商議シ、浦塩方面作戦ノ機ニ臨ミ、松田湾^③、元山津ヲ根拠地タラシムル目的ヲ以テ、松田湾ニ防備隊ヲ置キ、同湾ノ防備ニ充テントコトヲ画策シ、同月永興湾、松田湾、水雷防御予定計画」を策定した。²³⁾

「水雷防御予定計画」の策定の動きと連動しているように思われるが、元山領事館に出張していた海軍中佐土山哲三²⁴⁾は、海軍次官齋藤実に対して、一月一日付で永興湾付近の調査を踏まえて、次のような電報を送った。

松田湾北九味ニ最モ善良ナル清水ノ湧出スルトコロアリ。(中略) 本邦人ニシテ此ノ水源地及附近ノ土地ヲ買収セント運動シツ、アリ。目下領事ノ手ニテ押ヘアリ。右ハ将来我海軍ニ於テ最モ必要ナリト思考ス。日韓協約ニ基キ此ノ際其ノ水源地及附近一帯ノ土地ヲ収用相成テハ如何。其ノ費用三百円以内ニテ足ルトノコトナリ

(③、四二画像目、以下、画像番号は数字のみを記すこととする)。

日本海軍の水源地として北九味をあげ、土地収用の必要性を述べている。注目すべきは土地を買収しようとする日本人の動きを押さえるといった形で、元山領事館側が動いていたとみられることである。これに対して齋藤は、これらの土地を領事館側と協議の上で日本海軍に帰するようにせよと返答した(③、四十四一)。

一月四日、齋藤は土山に対して、日本海軍においては永興湾における土地収用の必要性を認めているが、「作戦ノ関係上、今日ニ於テ之ヲ発表シ難ク、防備着手ノ際迄秘密ニ保有シ、時機ヲ見テ咄嗟ノ間ニ買収スル見込」であると述べている(③、二四)。ロシアとの戦局が依然として不透明な中で、秘密裏に保有を進めて、タイミングをみて買収するというのである。後述のように、この通りに事は進められた。

同じく一月四日、日本陸軍参謀総長山県有朋は韓国駐劄軍司令官長谷川に対して、在韓日本公使林権助と協議した上で永興湾附近の土地の所有権の移動を禁ずるように訓令した(ただし元山開港地附近の土地はこの限りではないとした)²⁵⁾。この禁令は内容からいっても、土地を買収しようとする日本人の動きを、日本海軍および元山領事館側が警戒していたことを踏まえて出された可能性が高く、元山現地と参謀本部の間にも連携があったとみてよい。なお、禁令を施行する旨は一月二四日に林から韓国外部大臣李夏榮に対して通告された。²⁶⁾

次いで一九〇五年一月三〇日に参謀本部は韓国駐劄軍に対して、第三臨時築城団を松田湾へと派遣すると通知した²⁷⁾。すでに一九〇四年八月二日、日本陸軍は第三臨時築城団を編成し、鎮海湾の「海岸防御工事」に従事させていたが、一九〇五年一月一七日の段階で、「第三臨時築城団ノ任務タル鎮海湾防御臨時施設工事略竣工ノ趣」となった。このことが同団の松田湾への派遣の背景にあったと考えられる。第三臨時築城団がどのように軍事基地を建設したのかは、次項で詳細に検討する。

以上の如く、日本の陸海軍、外務省は連携し、一月より永興湾の土地確保、軍事基地建設に向けて動き始めていた。一月初旬に、これらの各機関の間でこの件について何らかの協議があったとみられ

る。ただし、この段階ではロシアとの戦争中であることから、買収自体は公にせず、秘密裏に保有が進められることとなった。

(二) 日本陸軍による軍事基地建設の開始

このような中で、日本陸軍省は永興湾の「防御」のために土地を占拠する必要性を認めて、韓国駐劄軍司令官長谷川に訓令し、工事を開始した(②、二四)。このことは韓国政府に通知されなかった。

まず、一月末に永興湾への派遣が決まった日本陸軍の第三臨時築城団は、二月に入ってから、土地の占拠を開始した。「陸軍ニ於テハ、第三臨時築城団長陸軍工兵中佐松井庫之介ヲシテ、松田湾ニ築城セシムル目的ヲ以テ、二月四日同団ヲ率キ、隆盛丸ニ乗船シテ、松田湾ニ向テ鎮海湾ヲ出発セシメ」た。この第三臨時築城団は、二月六日に永興郡古寧社美島西里に到達したのであるが、同里の里首は永興郡守洪淳旭に対して次のように報告した(『各司謄録』からの引用は筆者訳。また、括弧内は筆者による注釈。以下同じ)。

本島は邑に距ること百有余里の地なり。而るに今月初六日に日本築城団長が軍百余名を率いて本里に来到し、為先(まず)幕(小屋)数十家を設け、一辺開基(地ならし)治道し、一辺津頭(渡し場)を築石するに、居民が空然として喫憐し、棲屑(落ち付かず忙しいさま)として渙散す。

築城団が百名以上の軍人を率いてやってきて、小屋を建て、地ならしして道を整備し、渡し場を建設すると、人々は怯え、混乱に陥り、ちりぢりになってしまったというのである。この報告を受けた郡守は、郷長・書記を派遣し、状況の確認を図った。

そして、二月中旬には、徳源郡縣社薪島里にも日本軍がやってき

て、土地を占拠した。同里の頭尊の尹貞淳等の報告をみてみよう。

乙巳正月十一日(新曆二月一四日)に駐港日本隊長が兵丁三名と日募軍九名を率いて本里に来到し、頭民を招致するに、即ち隊所に往けば則ち隊長の言の内に、「此の島内に外艦の防御の次(ため)、砲台基地を経営せんとするので、汝等此を以て知悉せよ」とし、里民朴烈守の田(畑)四日耕を左右に立標す。厥の後、陰十三日(新曆二月一六日)に日兵丁が日募軍九二名を率いて来到し、各民田及島嶼上下治道の次(ため)、標を定め始役す。而るに日人の住接(一時居住すること)等の節は、請う所に随いて十家を定給するところ、島内の残氓(損なわれた民)が此の不意の變に逢いて一朝に巢を失い棲屑(落ち着かず忙しいさま)するに、何ぞ以て支保(保護)せんや。

二月一四日に日本軍の隊長がやってきて砲台を設置することを宣言し、朴烈守の畑に標を立てた上で、一六日から百名近くの人員を引き連れて工事を開始した。しかも日本人の一時居住のため要求に従い十軒を提供したので、人々は住む所をなくして混乱したというのである。以上の報告を受けた徳源郡守李鍾完は、自ら調査したが島民の訴えるところと違いはなかった。そこで同郡守は日本軍の「兵站所」(元山守備隊の司令部であろう)を訪れて理由を問うた。日本軍は「該島内の民家に兵隊の住接と田(畑)と山に標を定め路を開くは、軍事上の関係であり、亦た是は外艦の防御の策である」と述べたという。

さらに、永興郡古寧社味島里の尊位の鄭雲鳳等の報告を検討してみよう。

本里が海隅に僻在し、人家が一百二十戸為(た)り。田番は皆山田瘠薄為(た)り。居民が挙つて皆柴商を以て業を為し、如干の漁業で生涯し、連ねて兩年大歉(不作)に値り居半(ほとんど)渙散する中、不意に今月十二日酉時量に日本大将が兵丁百余名を率いて、本里に来到し、許多雜物封を下陸し、十七日より為始(開始)し、本里西里に軍幕を設置し、家材木を船を以て輸來し、草幕十余処新築したが、日本役夫一百余名を率來し、本洞四方に標木を立て、山路を新開し夜罔(な)しに修治し、本洞後山を砲台を設けるを將(もつ)て、諸般機械を下陸し、亦始役を為したが、且つ我国人夫数千名が猝地(にわか)に來到し、本里便(すなわ)ち人海を作る中、居村愚氓(民)が挙つて皆驚愕し、家を棄てて逃躲(逃亡)すること居半である。

味島は人家が百戸以上あり、農業は盛んではなかったが「柴商」を主業とし漁業を副業とすることで生活を成り立たせていた。不作が続く困難な状況であったが、その上に突如として日本軍がやってきた。二月一二日に日本陸軍百余名が来訪し荷物をおろし、一七日からは工事を開始して「草幕」(掘立小屋のことと思われる)を数十個所建設した。さらに日本人役夫百余名がやってきて山に道を通し、夜通しで作業をし、砲台の建設を進めた。朝鮮人夫数千名もやってくる中で、多くの人は驚いて家を捨てて逃げるしかなかった。

以上のように、日本陸軍の築城隊は突如として土地を占拠し、軍事拠点の建設をはじめたのである。なお、日本海軍については史料が少ないので詳細は不明であるが、後述の日本海軍主導の土地収用政策が本格化する以前である一九〇五年四月一日の元山副領事大木安之助の電報が、「目下海陸軍其各所工事ニ着手」したことを伝え

ているので、日本海軍もまた四月までには工事に着手していたことがわかる(②、三六)。

三、土地収用の展開

(一) 土地収用政策の策定―日本海軍の主導―

日本陸海軍が、秘密裏に土地の占拠を開始していたのは、これまでにみたとおりである。一九〇五年三月以降、日本海軍が主導し、日本陸軍を巻き込み、土地を正式に収用するための動きが本格化していく。この背景には、第一に戦局の進展があるだろう。日本軍は、依然として日本海の制海権を完全に確保したわけではなかったが、徐々に朝鮮東北部を北上し、前述の如く永興湾から軍を上陸させる作戦も計画されていた。こうした状況の変化が、永興湾における正式な土地の領有の後押しとなったものと思われる。第二に、住民たちとの葛藤があったことも指摘しなければならない。一九〇五年四月一日に大木は電報において、日本陸海軍による工事が続く中で土地の処分方法につき「韓人」より苦情が寄せられていると指摘し、「一日モ早ク買入ニ着手スル方得策ナルベシ」と述べている(②、三六)。住民は一方的に土地を占拠され補償も何もない中で不満を強めていたと思われる。これを放置するのは、安定的な土地の確保の上で問題との判断であろう。

一九〇五年三月一六日、海軍大臣山本権兵衛は外務大臣小村寿太郎に宛て、永興湾内において必要な土地を示した上で、「軍事上ノ必要」によって「帝國政府ノ保有ニ帰セシメ度」と照会した。そして、「在元山帝國領事ヲシテ元山防備隊司令官ト協定ノ上、其ノ韓國民有ニ係ルモノハ之ヲ買収セシメ、官有ニ係ルモノハ貴省ニ於テ韓國政府へ可然協商ヲ遂ケラレ候様御取計相成度」と要請している。

なお、この照会では、民有地の買収価格は全部で二万円以内、また家屋移転料は一問五円以内、墓地改葬料は一箇あたり二円以内で済ませることができるとい見通しを述べている。そして、この山本の照会は、土地の買収にあたって、次のような条件を附することを提起している。

……且右民有地全部買収済ノ後ト雖トモ、海軍ニ於テ差向使用上必要ナラサル部分ハ是迄通耕作及雑草刈取ヲ許シ、必要ノ場合ニハ何時ニテモ相当ノ移転料ヲ支給シ立退ヲ命シ土地ハ無償ニテ引揚クル条件ヲ附シ置クコトハ妨ケ無之候……^②

収用後も当面は耕作等を許可することによって、土地の収用を容易に進める意図があったと考えられる。耕作等の許可は、何時でも取り消すことができるというものであった。この条件が実際にどのような適用されたのかは、後述する。なお、別史料では、土地収用価格を「格安」におさえることができるのは、これまで通り耕作を認めるとい条件を附することによるものと指摘されている^②、三六〇三七。日本海軍が低廉な価格で土地を収奪するために、考へ出した方式なのである。

さて、右の照会をした旨は、二〇日に陸軍大臣寺内正毅にも通牒された^③。これを受けて陸軍省は、山県に意見を求めた上で、次のとおり小村に照会し、これを山本にも移牒した。

韓国永興湾内ニ於ケル土地収用ノ件ニ関シ、海軍大臣ヨリ貴大臣へ照会相成候趣ニ有之候処、当省ニ於テハ同湾ノ防御上別紙図面〔図は略―筆者〕点線内ニ於テ必要ナ土地ヲ収用スル予定ニ有之、其区域ハ既ニ韓国駐劄軍司令官へ訓令シ必要ノ処置ヲ採ラシメ工

事ニ著手セシメ有之候得共、尚公然韓国政府へ照会致候方適當ト被存候間右線内ニ在ル韓国政府ノ所有ニ属スル土地ハ海軍大臣照会ノ土地同様帝國政府ノ保有ニ帰スル様取計相成度、此段及照会候也^④

陸軍省はすでに永興湾の工事を開始しているが、同区域において日本海軍が土地収用するならば、陸軍省としても同様に土地収用をしてほしいと申し出たのである。

以上をまとめれば、日本海軍の主導下、土地を正式に収用することの必要性を外務省に提起し、それに陸軍省が便乗したということである。なお、日本海軍は一九〇五年一月一八日にも、更に小村に対して、追加で土地を収用する必要性を提起している^①、六七。

(二) 土地収用の実態

右でみたように、日本陸海軍は当初秘密裏に土地の占拠を進め、軍事基地建設を開始していたが、三月よりそれを公然化させ土地の収用に動き始めた。三月に日本海軍が収用を提起した土地については、四月上旬より収用に着手し、七月上旬までに完了させた。また、一月一八日に必要性が提起された土地については、一二月下旬までに全部完了させた。収用された土地は、松田半島、葛麻半島、虎島、諸島嶼にわたっている。これらの中で私有地については買取交渉がおこなわれたようであるが、官有地は「日韓議定書ニヨリ全部我用地ニ譲り受ケ以テ指示区域内ノ土地収用ヲ了」した^①、七〇一二。

では、この土地収用の実態はいかなるものであったか。以下より次節にかけては、永興防備隊司令の大田原達が、土地収用のあり方

について、後になってまとめた「用地経営ニ関スル意見」(一九二二年二月、④の二七〜六三画像目に所収)を主要史料として検討する。この意見書は、永興の日本海軍用地の管理収益権が、朝鮮総督府に移管されるにあたって、作成されたものである。なお、この史料には、永興防備隊主計長として勤務(一九〇九年一月〜一九一二年四月)した横見大が閲読した上で、附箋が貼り付けられており、彼の意見が示されている(④、二五〜二六)。大田原の意見は、かつての日本海軍の行為を批判的に記述しているものである(誤解のないように述べれば、大田原はより効率的に支配するために過去の政策を批判している)であって、植民地支配そのものを否定する立場ではない。それゆえに、慎重を期して関係者である横見のコメントを附す措置がとられたのであるが、このことは史料の信頼性を高いものにしてしている。両者の意見を比較しながら、当時の様子を復元していきたい。また、収用当時の史料も併せて利用する。

まず、大田原は土地収用当時の様子について次のように述べている。

……買収ノ局ニ当リシハ、当港ノ元山領事ニシテ、全領事ハ買収後ニ於テモ海軍官衙ニ支障ナキ個所ハ、依然トシテ田畑ノ耕作山林雑木ノ伐採ヲ許スノ条件ヲ附シ、極メテ安価、即チ当時ノ実価ノ約二分ノ一ヲ以テ買収価格ト定メ、尚其価格ノ六分ノ一ヲ仕込ヒ買収了セリ。其條件ハ証憑書類ノ今日ニ残存スルモノナシト雖トモ、当時斯カル口約ヲナセル事ハ、当時ヨリ本隊ニ在勤セル者モ記憶スル所ニシテ、殆ント疑ヲ容ル、ノ余地ナキニ似タリ(④、二八〜二九)。

土地の収用後においても耕作を許可するとの条件を附し、それに

より安価で土地を買収することができたという。この条件は、前掲の日本海軍史料で提起されていたことであるが、実際に附されたということであろう。この条件をめぐっては、一九〇五年一月に住民との間で結ぶべき誓約書の案が、元山領事館出張中の日本海軍中佐の土山(前述)によって作成されている。土山は、「収用地内之住民ニ当分従来之通り居住及耕作ヲ許シ置クコトニ就テハ過日電請シ御許可ヲ得タルニ付」、住民に誓約書を書かせるつもりだと述べている(③、五九)。土山作成の誓約書案の内容は、日本海軍用地内への居住を「許可」したことについては、「必要之場合」には「立退」を命じる(但し「相当之移転料」を支払う)、また日本海軍用地内の耕地についても「御下命次第何時ニテ返地」するといふものであった。また、「禁令」として「一 用地内之土地ヲ掘鑿シ又ハ開墾スヘカラス／二 用地内ニ埋葬スヘカラス／三 用地内ニ家屋其他建物ノ新築并ニ在来ノ家屋其他建物ニシテ火災又ハ其他ノ事故ニ依リ焼失若クハ頽廢シタルトキハ再築ヲ許サス／四 用地内ノ樹木ヲ伐採スヘカラス」を示し、「堅ク遵奉可致候。若シ万一違背候節ハ相当之御処分可相受候」(③、六四〜六五)とした。この誓約書を現地住民に実際に書かせたのかどうかは、史料がないので不明である。大田原の意見書では、特に文書はなく口約束だったのでないかとされているが、誓約書が作成された可能性も十分にある。いずれにせよ、いつでも退去を命じることができるように約束させたことは間違いなく、ここに示された禁令の内容も強制された可能性がきわめて高いと考えられる(後述のように、樹木の伐採については、別途禁令がしかれる)。

こうした条件は不当であるが、すでに日本軍による土地の収奪を受け、耕作不能や離散を迫られていた同地の人々は、本意だとしても、当面生活を維持するために飲まざるをえないと考えたのでは

ないだろうか。

さて、こうした条件の下、安価で収用されたわけであるが、前掲史料が価格について「実価ノ約二分ノ一ヲ以テ買取価格ト定メ、尚其価格ノ六分ノ一ヲ仕払ヒ買取ヲ了セリ」と述べていたことはすでにみたとおりである。「実価」の設定が、実際の価格の二分の一に過ぎなかったとなれば、実態としては一二分の一しか受け取れなかったことになる。

一方、収用価格について、横見は「海軍用地編入ノ区域ハ主トシテ旧韓国国有地ニシテ買取価格ト言フモノハ右国有地ノ小作人ニ仕払ヒタル賠償価格ナリ。尚此価格ハ私有地ノ売買ノ六分ノ一ナリシト記憶ス」と述べている。土地買取にあたって支払われた金額ではなく、国有地の小作人に対して支払った額であり、私有地の買取価格の六分の一程度になったことであろう。これが本当であるとすれば、日本海軍は小作人という弱い立場を利用して、土地の収用を有利に進めたことになる。

いずれにせよ、耕作をしていた人々に渡った金額は極めて少額であった。なお、一九〇五年三月の記録ではないが、八月頃の追加収用の価格に関しては「標準価格」の六分の一の金額（ごく一部の三分の一）を支払ったとの記録があることを、附言しておく^④。

また、日本海軍は一九〇八年末の時点で、永興湾における日本海軍用地について「戦時中ノ買取ニ係リ其坪数及土地等級区分等不明」と述べている（⑥、十九）。このことから、収用に当たって土地に適切な対価が支払われる状況にはなかつたことが明らかである。

四、住民と日本軍の葛藤

日本軍の軍事基地建設に伴い、人々は離散を余儀なくされた。

一九〇五年一〇月、永興郡守は日本軍による被害状況を觀察使に報告している。それによれば、軍事基地建設の中心となった永興郡の美島三里では元々一二戸があつたが、八六戸が離散し、現存は三五戸に過ぎない。また、道路が建設された同郡の元平里では八二戸中七六戸が離散を余儀なくされ、六戸のみになつてしまつた。なお、それ以外の里においては戸数の減少だけは免れたようである^⑤。軍事基地建設は地域の住民の大半を追出すほどに強権的に進められたのである。

その一方で、移転命令を受けながらも、移転をせずに継続して暮らしている人々もいた。

先年当隊（元山防備隊）附近ノ韓民ニ移転料ヲ与ヘテ、今猶住居ヲ継続スルモノ三十七戸アリ。彼等祖先墳墓ノ地ヲ去ルヲ好マサルノミナス、他ノ地方ニ移転スレハ当分生活ニ困難ヲ感スルカ故ニ、何レモ在住ノ継続ヲ希望ス（⑤、四九）

日本海軍は、継続の居住には支障がなく、また彼等を人夫として利用するのに好都合だとして、居住を容認することにした。そして、これらの人々から「移転料」を返納させ「買収漏レ」の土地の費用をこれにあてるとの方針をとつた。住民は、猶予を求めた上で、「移転料」を返納することを誓い、永住することを希望したという（⑤、四九〜五〇）。現実的に移住する受け入れ先やそのためのネットワークを持たなかつたということもあるのだろうが、同時に住民の自らの土地に在住を続けたいという強い思いを読み取ることができる。

ただし、日本海軍用地内で居住を続けることは、決して容易なことではなかつた。朝鮮では暖房用の燃料として樹木を利用するが、一九〇八年一月には永興防備隊司令坂本重国は、従来伐採の禁止に

関して示していた事項を改定し、禁止の「令」を敷くと「達示」している。従来の禁止事項は史料がないので不明であるが、改定の内容が伐採の許可区域の変更ということなので、内容はおおむね同様と見て差し支えがないだろう。改定された「令」の内容をみると、燃料の確保のために、「指定区域」を設けて、茅草および周囲七寸以上に成長した松樹の下方の枝に限って伐採を認めたが、それ以外は禁止し、違反の場合は刑法によって処分するか、または日本海軍用地より立ち退きをさせるとした(⑤、五一〜五五)。きわめて制限された範囲でしか伐採が許されておらず、人々の生活は圧迫されたとと思われる。時期は不明であるが、「立木伐採ノ禁令ハ厳達シアルニ拘ラス、往々盜伐者アリ。偶々巡視ノ際盛ニ盜伐中ノモノヲ発見シタルタメ、一名ヲ連行シ松樹ニ縛シタルコトアリ」(④、五八)といったように、厳しく弾圧された。

さらに、日本海軍用地において当面は居住と耕作を認めるという条件は、全く不十分な措置であるが、それすらも日本海軍は踏みにじっていく。居住と耕作は無償で認められていたが、一九〇九年一月一二日にはそれを転換し(一九〇八年頃から日本海軍内では検討されていた)、訓令をもって永興湾の日本海軍用地の土地の貸下料を徴収することが決定された。鎮海湾の日本海軍用地では貸下料を徴収しているので、統一するというのがその主たる理由だった。そして、そこで決められた一年あたりの借地料は、かつて日本海軍が支払った収用価格よりも高額だった(④、三一〜三三、三八)。

一九〇九年一月一日には、土地の貸下料の納入告知書が各里村に送られた。これに対して住民たちは、このままでは「生活ノ途絶」をもたらす「餓死」してしまうとして、「借地人ト否トニ論ナク住民一同之ガ低減ノ運動」に動き出した。「各村頭民及尊位ハ之ガ運動委員ニ撰定セラレ、寢食ヲ忘レテ昼夜随所ニ会合シ、鳩首其善後

ノ方案ヲ講究シ、遂ニ具状書ヲ携ヘ司令ニ面会ヲ求メテ親シク状ヲ具センコトニ決シ、有志拳テ八十余名袖ヲ連ネテ来集」したという。しかし、日本海軍側は面会には応じず、住民を追い払った。住民は一ヶ月余り粘り強く赴いたが、状況は変わらなかった。住民は、元山理事庁や警察官署等にも哀訴したが、目的を達することはできなかった(④、五三〜五六)。こうした中でついに納期が来て、日本海軍は徴税に着手をした。住民は、次の如き対応をとった。

彼等ハ固ク約シテ断然納税セサルコトニ一決シ、若シ所定ノ金額ヲ納付スルモノアラハ、直チニ之ヲ撲殺シテ首ヲ村里ニ梟センコトヲ誓ヒシトカ、斯カル有様ナルヲ以テ素ヨリ一文半銭ノ納金者アル筈ナク〔中略〕徴税者モ百万方策尽キテ殆ト手下スノ途ヲ失ス(④、五六)

住民は納税を結末して拒否したのである。ここで注目されるのは、納税をする者を「撲殺」するなど誓ったという点である。朝鮮の民乱においては、参加しない者に対して「罰銭」を徴収するとか、「毀屋」を行うといった形で共同体制裁の論理に基づいて参加強制をしたとされる。永興湾のこの事例も、こうした民乱の伝統的作法に基づくものと考えられる。ただし、「撲殺」等がいわれているのは尋常ではない。日本軍による支配と対峙する中で、結束を強固にするために、一層強力な制裁が必要とされたのではないだろうか。このように住民側が徴税に抵抗する中で、日本海軍は強圧的手段に出た。

此ニ至テ断然意ヲ決シテ強圧手段ヲ執ルノ已ムヲ得サルヲ覚リ、其一着手トシテ村内頭民、里長ヲ縛シテ村内ヲ引廻シ(最後ニ元山ノ獄ニ投スル旨ヲ聲言シツ、)以テ滞納者処分ノ「モデル」ヲ

公衆ニ示セリ。妻女出テ、号泣シ左右ヨリ哀ヲ乞フ……(④、
五七)

この史料の続きの部分では、松樹に縛りつけて極寒の中に放置したという話がでてくる。これについては、横見が税金の徴収にあたっては、松樹に縛り付けるといような措置はしておらず、前述の樹木伐採禁止をめぐっておこなった措置であったとのコメントをしている。ただし、横見は村内を引き回したことについては否定のコメントを附していないので、この箇所に関しては事実であったとみることができる。

こうした中で、ついに納入の期限を迎えた。右で見た日本海軍の強硬な姿勢により、住民たちの態度は変化しはじめ、資力のある者はただちに納入に応じることになった。しかし、資力のないものは、猶予を求めるしかなかった。ただし、数十日の猶予を得たところで、支払えないことになりはなかった。そこで日本海軍は、頭民、里長そのほかの資力家と認められる者を指定して、これらの支払うことができない者について、連帯責任を負わせた。しかし、ついに納金できる者はいなかった。そこで、日本海軍は「最後ノ手段」として、「連帯保証人」の物件を押収することに決し、家宅に侵入して釜、食器、指輪等をはじめとして比較的高価なものから、粟や稗等の食料も残らず押収した(④、五九〜六一)。

次の史料は大田原によるまとめである。住民の日本軍への怒りは、大田原をして日本の支配を揺るがしかねないものとみなされるほどに、強まっていたのである。

斯クテ四十二年度ノ徴税ハ幾多活劇ノ下ニ漸ク完結セルモ、彼等ハ永ク本隊ヲ仇敵視シ、同時ニ我帝国ノ仁政ヲ疑ハシムルニ至レ

リ、又各島嶼ニ於ケル徴税ノ困難ハ一層慘烈ヲ極メタリ……(④、
六一〜六三)

おわりに

本稿は、日露戦争中より進められた永興湾における軍事基地の建設過程について検討した。永興湾の軍事基地は、日露戦争において日本軍が東北部を北上する際に、その後方を支えるために建設されたものであった。また、この軍事基地には、戦争中にロシア艦隊の攻撃を受けた、元山の防備を確実にするという目的もあった。ところで、ソン・ジョン論文は龍山・平壤・義州における永久兵営用の土地収用について、日本海軍で日本が勝利し講和会議が論議された一九〇五年六月以降に本格的に収用が着手されたことから、その目的は戦争の遂行ではなく将来の植民地化に備えることにあると指摘している^④。それと比較すると、永興湾の軍事基地は東北部における戦争遂行のために建設された点の特徴といえよう。

永興湾の土地の確保は、日本陸海軍と外務省が連携して進められた。日本は戦争中であるが故に、秘密裏に土地を確保し、タイムミングを見計らって正式な収用へと切り替えた。なお、土地の面積等はきちんと把握されておらず、収用は強権的に実施された。

永興湾で暮らす人々、特に郡の中心部からも遠く離れた半島や島々に暮らす人々にとって、日本軍による土地の占拠は突然の出来事であった。日本軍は一方的に軍事基地を建設し、多くの人々が離散を余儀なくされた。しかし、移動する手段を持たなかったこともあると考えられるが、自らの土地に住み続けようとする住民もいた。そうした住民は安価で土地を引き渡した上で、いつ取り消されるかもわからないという条件ではあったが、その土地で耕作をしつづけ

た。日本軍は森林伐採の禁令や、貸下料の徴収、強権的な取り締まりをおこなったので、生活は容易ではなかった。住民は自らの生活を守るために、日本軍に対して抗議した。抗議の活動の中では、民乱の伝統と考えられる共同体制裁による参加強制がみられた。しかし、日本軍によって弾圧され、住民はさらに不満を強めていった。ただ、日本軍と住民の関係は複雑なものになっていかざるをえなかっただろう。日本軍が住民の居住を許した理由の一つは、彼らを入夫として使用するためであった。生活が厳しかったから、住民はこれに応じざるを得なかったと思われる。住民は日本軍に反感を懐きながらも、日本軍から労賃を得るといって極めて矛盾した状況に追い込まれていったと考えられる。この問題は軍隊と地域の関係を考える上で重要な論点であり、植民地化以降の状況も含めて考察する必要がある。今後の課題としたい。

注

- (1) 鄭昌烈「露日戦争に対する韓国人の対応」歴史学会編『露日戦争前後日本の韓国侵略』ソウル・一潮閣、一九八四年（朝鮮語）、趙景達「日露戦争と朝鮮」安田浩・趙景達編『戦争の時代と社会―日露戦争と現代―』青木書店、二〇〇五年。
- (2) 浄法寺朝美『日本築城史―近代の沿岸築城と要塞』原書房、一九七一年、二八七頁の記述による。ただし、大本営「永興湾要塞防衛要領書」（千代田資料六二六―二、防衛省防衛研究所蔵）の作成時期は一九〇五年四月である。なお、戦時中のためだと考えられるが、官報において要塞司令部の設置に関する記載はなかった。
- (3) 「第一編防備／第六章前進根拠地の防備」JACAR（アジア歴史資料センター）RefC051101052007「極秘明治三十七八年海戦史第四部防備及び運輸通信卷二」（防衛省防衛研究所）、一三〇画像目。一九〇七年一月一日には、

永興防備隊が設置されているが、元山防備隊を改組したものであろう（軍令第一号 防備隊條令）大蔵省印刷局『官報』七二七八号、一九〇七年一月一日、二頁。

- (4) 『朝鮮駐劄軍歴史』（金正明編『日韓外交資料集成』別冊一、巖南堂書店、一九六七年所収）一八八―一九〇頁。

- (5) 「自明治三十九年同至四五年 鎮海永興関係書類 四（一）」JACAR: C080201702007 大正元年 公文備考 土木 二九 鎮海永興関係書類 四

卷二二一（防衛省防衛研究所）二六―二七画像目。

- (6) 大韓帝国『官報』一九〇六年八月二七日。

- (7) 「御署名原本・明治四十三年・勅令第四百五十四号・朝鮮咸鏡南道永興ヲ要港ト為シ其境域ヲ定ムル件」JACAR:A030208767007 御署名原本・明治四十三年・勅令第四百五十四号・朝鮮咸鏡南道永興ヲ要港ト為シ其境域ヲ定ムル件（国立公文書館）。

- (8) ソン・ジョン「露日戦争以降日帝の軍用地収用と韓国民の抵抗―ソウル（龍山）、平壤、義州を中心に―」『梨大史苑』三〇、一九九七年（朝鮮語）。また、関連する研究として君島和彦「日露戦争下朝鮮における土地略奪計画とその反対闘争」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』下巻、龍溪書舎、一九七九年）がある。この論文は、日本による土地略奪計画の一つとして「韓国荒蕪地開拓案」を取り上げ、それに対する儒生や保（輔）国会などを中心とした大衆による反対闘争と、計画撤回に至るまでの経緯を考察している。

- (9) 鄭在貞（三橋広夫訳）『帝国日本の植民地支配と韓国鉄道―一八九二―一九四五』明石書店、二〇〇八年、第五章。日露戦争下における京義鉄道の敷設のための土地収用と、その反対闘争を論じている。同鉄道は、満洲での戦闘の後方を支える軍事的役割を持っていた。

- (10) ソン論文によれば、一九〇四年五月日本は朝鮮に永久兵営を建設することを閣議決定し、八月に龍山・平壤・義州において軍用地を選定、翌

一九〇五年六月以降本格的に収用政策を進めたという。これに対して強力な反対闘争が押し進められたとする。

- (11) ソンは①の一部として、日露戦争中における永興湾の土地収用について簡単に言及しているが、④との関連は不明確である。
- (12) 竹国友康『ある日韓歴史の旅―鎮海の桜―』朝日選書、一九九九年。
- (13) 「自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類」は複数に分かれており、タイトルの末尾に番号が附されている。本稿で利用するのは二六(一)～二七(三)である(以下、データベース上のタイトルとレファレンスコードを記すが、②以下のタイトルは省略して番号部分のみを記す)。①「自明治三十九年至同四五年 鎮海永興関係書類 二六(一)」JACAR: C08020197900^{*} ②「二六(二)」C08020198000^{*} ③「二六(三)」C08020198100^{*} ④「二七(一)」C08020198600^{*} ⑤「二七(二)」C08020198700^{*} ⑥「二七(三)」C08020198800^{*} なお、①～③の簿冊名は「明治四五年～大正二年 公文備考 卷一四三 土木五一 鎮海永興関係書類 二六」(防衛省防衛研究所)、④～⑥は同書類の「二七」である。
- (14) 前掲『朝鮮駐劄軍歴史』六十一頁。
- (15) 前掲、大本営「永興湾要塞防衛要領書」。
- (16) 海軍軍令部『明治三十七八年海戦史』第三卷、一九一〇年、三二～三三頁。
- (17) 金正明「解題」前掲『朝鮮駐劄軍歴史』。
- (18) 参謀本部『明治卅七八年日露戦史』十卷、偕行社、一九一四年、三七六～七三三頁。
- (19) 前掲『朝鮮駐劄軍歴史』一四七～一四八頁。
- (20) 前掲「第一編防備／第六章前進根拠地の防備」、一三三～一三四画像目。
- (21) 前掲『明治卅七八年日露戦史』十卷、四二～四三頁。
- (22) 永興湾の北部分を「松田湾」、南部分を「永興湾」と呼び分けることもあった。
- (23) 前掲「第一編防備／第六章前進根拠地の防備」、一二八画像目。
- (24) 一九〇四年七月に海軍は、海軍中佐土山哲三を「事情視察」のため元山領事館に出張させていた。「一七 土山中佐元山へ出張ノ件」JACAR: B07090469600^{*} 帝国陸海軍将校海外派遣雑件／海軍ノ部 第一卷 (B-5-1-10-04_2_01) (外務省外交史料館)。
- (25) 「日韓議定書」第四条を指していると思われる。
- (26) 「土地の売買其他に関し韓国駐劄軍司令官訓令移牒の件」JACAR: C03020263400^{*} 明治三十八年「満密大日記明治三十八年一月二月」(防衛省防衛研究所)。
- (27) 高麗大学校亜細亜問題研究所編『旧韓国外交文書』第七卷(日案七)、ソウル・高麗大学校出版部、一九七〇年、四一五～四一七頁。
- (28) 「三八 一 三〇 発参謀次長宛韓国駐劄軍参謀長第三築城団の任務及行動予定に関する件」JACAR: C06040296500^{*} 明治三十八年一月参通綴大本営陸軍参謀部(防衛省防衛研究所)。
- (29) 陸軍省『明治卅七八年戦役陸軍政史』覆刻版、第五卷、湘南堂書店、一九八三年(原本は一九一一年)、一一頁、四二頁。
- (30) 前掲「第一編防備／第六章前進根拠地の防備」、一二九画像目。
- (31) 大韓民国文教部国史編纂委員会編『各司謄録』四二卷、一九九〇年、七一四頁。
- (32) 同右。
- (33) 一日畊は、牛一頭を以て一日耕作するの意(前掲『明治卅七八年戦役陸軍政史』第五卷、九三頁)。
- (34) 前掲『各司謄録』四二卷、七一四～七一五頁。
- (35) 同右、七一五頁。
- (36) 「韓国永興湾内土地収用に関する件」JACAR: C03020302900^{*} 明治三十八年「満密大日記明治三十八年三月四月」(防衛省防衛研究所)、八～九画像目。
- (37) 同右、九画像目。
- (38) 同右、七画像目。

(39) 前掲『明治卅七八年戦役陸軍政史』第五巻、六三頁。

(40) 同右、九二～九四頁。

(41) 前掲『各司謄録』四二巻、七四〇頁。

(42) 鶴園裕「李朝後期民衆運動の2・3の特質について」『朝鮮史研究会論文集』二七、一九九〇年、二四頁。趙景達「朝鮮民衆運動の展開―士の論理と救済思想―」岩波書店、二〇〇二年、四九～五〇頁。

(43) 大田原は、押収では足りない場合は、連帯保証人を拘束する等の措置をとつたと指摘するが、横見はこれを否定しているので真偽不明である。ただし横見は一方的に「連帯保証人」を指定し、押収したことについては否定していないので、これは事実であるといえる。

(44) 前掲、ソン、七五頁。

(附記) 本研究はJSPS科研費204725の助成を受けたものです。

〔学外研究者による査読を含む審査を経て、二〇一三年九月十七日掲載決定〕

（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）